

これからの学校をどう変えていくか

～「働き方改革」時代の教育と子ども、教職員～

横山 啓一

1. はじめに ～私の原点～

父が46歳の若さで急死したのは、私が高校3年の1月、共通1次試験の直前でした。大学進学をあきらめずにすんだのは、母の後押しもありましたが、入学金・授業料免除と奨学金貸与・返済免除制度のおかげでした。今、高い学費と有利子奨学金の返済に苦しむ若者たちのことを耳にします。教育に十分お金をかけ、子どもたちが家庭や経済的な事情で夢をあきらめずにすむ世の中をつくることは急務です。

亡き父は旧樺太豊原市の生まれ。1945年8月22日、日本降伏後の引揚船（第二新興丸）で小樽に向かう途中、留萌沖で潜水艦の攻撃を受けました。沈没は免れ、留萌港にたどり着いたものの、父の長姉が攻撃時に行方不明になりました。（後日、死亡確認）同日、他に2隻が攻撃を受け沈没。父が別の船に乗っていたら、自分はこの世に生まれなかったかもしれません。戦争で犠牲になるのはいつも弱い立場の人々。子どもや若者が理不尽に命を奪われる戦争のない世の中をつくること、そのためにも平和憲法をしっかり守り、生かしていくことが何より求められている現在です。

教員生活のスタートは、伊達高等養護学校。その経験の中で忘れられないのは、一人の母親の「私はこの子よりも1秒だけ長生きしたいんです」という言葉。ハンディキャップをもつ人、少数の立場に置かれている人、どんな人も差別なく安心して暮らせる世の中はまだまだ実現してはいません。

決して望んだ進路ではなかったし、やめようと思ったことも何度かあった教員生活。でも、子どもたちとともに生き、その未来を支える教員という仕事の素晴らしさを、退職した今、改めてかみしめています。「教員は幸せな仕事だった」と。そんな仕事を希望する若者が少なくなっているというのは、とても残念なことです。教職員が自主的、創造的に働き、子どもと向き合うことに専念できる学校本来の姿を取り戻すため、全力を尽くす覚悟です。

（市議会だより 2019年7月号より）

2. 学校現場は今、どうなっているか

(1) 学校の「ブラック化」

2016年の連合総研の調査で、小中学校教員の約8割が過労死レベルの超勤実態が明らかとなり、研究者やマスコミが取り上げたことで社会問題へと発展。しかし、昔から学校現場はこのような実態だったにもかかわらず、教職員が耐えてこられたのはなぜか。

一つには、超勤せざるを得ない場合、私たち教職員自身がその必要性を認め納得していたこと。例えば、学校祭の準備作業で退勤時間後も子どもが残って作業をしている時、夜や休業日に開催するPTA行事、など。

もう一つは、厳密な勤務時間の把握が困難なことから、ある程度学校（校長）の裁量で勤務時間の変更ができたこと。例えば、突発的な生徒指導によって深夜まで家庭訪問などの対応などがあった翌日は少し早めに帰るなど、勤務時間を超えて働いた分の振替は、十分ではないにしろ学校の裁量で校務に支障の出ない範囲で取得できていた。（長期休業中の勤務も含めて）

ところが近年、納得できない強制的な業務がじわじわと増えるとともに、2011年の会計検査院実地検査によって、1分1秒の勤務管理が強要された。現在は教職員の生命線である「校外研修」すら「厳格な運用」によって管理下に置かれるようになった。

(2) 「学力向上」に追われる学校

今、学校や教職員の裁量で行える教育活動はほぼ無い。子どもたちは、登校するとまず「朝学習」で学力テスト対策のプリントが待っている。授業では、「学習規律」によって机上は教科書・ノートの置き場所や鉛筆の濃さ・消しゴムの色まで指定され、教員も黒板に書く内容やチョーク

の色まで決められている。また、給食時間や休み時間はどんどん削られる一方で、「小学校外国語」や「特別の教科 道徳」など膨大な学習量によってパンクするほど増えた授業時間に疲れ切って放課後を迎える。さらに、家庭に帰っては、全国平均より下回っているという「家庭学習」時間を増やすため、膨大な宿題プリントに四苦八苦ししている。

教職員も一日に余裕などまったくなく、プリントの丸つけ作業、宿題づくり、そして増加する各種事業の対応に束縛され、最も重要であるはずの教材研究は到底、勤務時間内では行えない。

このような毎日をくり返さざるを得ないのは、「学力テストの結果を全国平均以上にする」とした「学力向上策」を道教委が押しつけているからに他ならない。

(3) 「させられる」教育

本来学校は、子どもたち一人ひとりの実態や個々の成長に合わせて、寄り添いながら「生きる力」と「ゆたかな心」を育む場である。そのためには、教職員の独自性と自主性が確保されることが重要である。また、教育のプロとしてのいわゆる「資質」の向上をめざし、自己研鑽に努めなければならない、それこそがこの仕事の醍醐味でもある。しかし、現在の教育行政は、教育の目的を「人格の完成」から国・政財界の求める「人材育成」へと変質させた現行「学習指導要領」にもとづき、「道徳の教科化」によって人の心を支配し、「学力テスト」でとことんまで競争力を煽り、「外国語」「プログラミング」等の適用力によって一部のエリートと多数の物言わぬ労働者を見定めようとしている。

(4) 不足する教職員、分断される職員室

戦後、改善されてきた教職員定数も、1991年完成の第5次定数改善計画で40人となったまま。それ以降はT・Tなど柔軟な指導方法を工夫する学校への追加配置をする方式にとどまる。2001年3月に標準法が改正され、弾力的な学級編制も可能となったが、国の予算配分はなく、各自治体の努力によるのみ。授業時数増や外国語指導の導入など、増加する業務量に見合う実質の定数増はない。加配される教職員も期限付やそれ以下の待遇を強いられている。

日本の教育機関への公的支出の割合はOECD加盟国中最下位（2018年）で、教員の労働環境も、小学校教員1人当たりの児童数は27名と、OECDで2番目に規模が大きい。小中学校の教員の年間労働時間は1,883時間に及び、OECD平均から200時間ほど多い。しかし、労働時間のうち授業にあてている時間はOECD平均よりも少なく、日本の教員が授業時間以外の児童生徒に対するカウンセリングや一般事務作業・校務などに時間が取られていると見られている。

多忙化は、教職員個々のゆとりを奪い、職員室の対話や議論の時間をも奪うことになった。組合への加入率も低下し、孤立する教職員は、業務の効率化追求にも追われ、目の前の子どもたちに向き合うことは疎かになりがちである。

3. 2006年12月、教育基本法の改悪が強行された

(1) 何が変わったの

①旧教育基本法（47教育基本法）

前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条(教育の目的)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

②新教育基本法

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一条(教育の目的)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

○教育の目的

憲法の理想の実現 → **国家に必要な「人材」の育成、「必要な資質」は法律で定める**

○教育の政治からの独立

「不当な支配に服することなく…」 → **政府の教育振興基本計画による支配**

(2) 教育基本法改悪後に何が起きたか

①教員免許更新制度の導入

教員免許法が2007年に改正、2009年4月から導入され、新たな免許には10年の有効期限がつけられた。改正以前に交付された免許も10年ごとの更新が必要となり、30時間の更新講習を大学などで約3万円の自己負担で受けなければならない。(講習認定は試験も実施)

更新講習の多くは長期休業中に行われ、大学などの施設も少ない道内の教員にとっては地域間格差も大きく、物心両面での負担も大きい。「10年研修」との競合、中学校部活動の指導など、現場の悩みは大きい。

②「新たな職」の設置

学校教育法の改正によって「副校長」「主幹教諭」などが置けることになり、2009年4月から旭川市内の学校にも「主幹教諭」が配置され、数を増やしている。道教委は「中間管理職ではない」としながら、職務内容も明確ではなく、一方で「校長の命を受けて他の教職員に指示することができる」とされている。これが実態化すれば、上意下達の学校運営組織によって職場の階層化、分断化が進みかねない。

③全国学力テストの実施

2008年4月から実施されている「全国学力調査」は、実施判断は市町村教育委員会の権限としながら、文科省・道教委が圧力をかけ全市町村で実施。その結果は都道府県や支庁管内、市町村の順位づけにしか使われていない。全国的に低い順位だった北海道や、道内でも下位とされた管内では「学力向上」のためのさまざまな対策が求められ、結果的に過度な競争へと向かっている。大阪や秋田のように、文科省の原則(学校名の非公表、教員評価への不使用など)にまで介入しようとする首長が出るなど、1960年代に実施された全国学力テストと同様の弊害が現れている。

④相次ぐ「学習指導要領」の改悪

2008年に改訂された「指導要領」は、「脱ゆとり教育」と称して政治的な圧力により、「総授業時数の増加」「道徳教育の強化」「君が代歌唱指導の強要」のほか、「外国語活動」と称しての早期英語教育の導入も、条件整備や、現場での論議も不十分なまま導入された。

2015年には指導要領を一部改訂し、「道徳」を「特別の教科 道徳」として教科へ格上げし、検定教科書の使用、評価の実施も行うとした。(小は2018年度、中は2019年度に完全実施)

2017年の9回目の改訂で、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」やプログラミング教育が導入され、「外国語活動」の3・4年生への拡大と、5・6年生の教科化によって授業時数はさらに増加する。(小は2020年度、中は2021年度に完全実施)

そもそも「大綱的基準」とされてきた「指導要領」は、新教育基本法を根拠とした「法令」として現場に強要され、時の政権によって教育が左右される事態は一層深刻になっている。

(3) すすむ教職員の管理統制の強化と職場の分断化

①人事評価制度(成果主義)の導入

2008年から「学校職員評価制度」としてスタートし、2009年からは6月・12月の「勤勉手当」の査定(全体の手当水準を引き下げて、成果主義を導入。成績区分の判定根拠は不明確)、2015年からは1月昇給の査定が導入。2016年からは昇給・勤勉手当査定と評価制度が一体化した「学校職員人事評価制度」として実施されている。

協力・協働による学校現場への「成績主義」導入は弊害しかなく、さすがの道教委も「差別賃金にしない」と言わざるを得なかった。何を根拠に成績区分を判定するのか管理職も苦しい。恣意的な運用を許し、「主幹」や「主任」が機能すれば、職場の管理統制と分断化は加速し、「ヒラメ教師」が増えるだけ。

②道教委による「協定書」の全面破棄

各種調査や超勤訴訟の中でも明らかになったように、学校現場の超過勤務は解消されるどころか、むしろ拡大し、健康被害も増加している。現場での様々なトラブルも、ゆとりを失った学校現場に起因するところは大きい。

1971年、超勤訴訟に敗訴した政府・文部省は、教職員の「勤務の特殊性」を理由に、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」を成立させた。これによる無制限・無定量の時間外勤務に歯止めをかけるために、北教組と道教委の間で「協定書」が結ばれたが、2018年に全面破棄された。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)

教員の勤務態様の特殊性をふまえて、公立学校の教員について、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに、給料月額率の4パーセントに相当する教職調整額を支給することを定めた法律。1971年に制定。調整額の根拠は、文部省調査による当時の時間外勤務(週2~3時間ほど)から4%(月7時間41分相当)が算出された。

(4) 政府・文科省、道教委による組合攻撃

①服務規律実態調査

2010年、道教委は「選挙違反や違法な組合活動の実態を明らかにし、違反に対しては厳正に処分する」として、地教委・校長に加え教職員個々からも「聞き取り」を行う調査を強行。他の教職員の行為についても「密告」を求め、正当な組合活動さえも違法であるかのように調査するとともに、教職員に保障されている自主的・創造的な研修や協力・協働ですすめられている民主的な学校運営や教育内容・方法に対しても不当に介入した。

②会計検査院実地検査

自民党国会議員らの追及を受け、長期休業中の出退勤時間、校外研修などについて会計検査院が実地調査を強行。研修処理簿や機械警備の記録などをもとに不自然な実態に対して聞き取り調査を行うが、違法な勤務として給与の返還を求められたのは全道で2,000万円以下。(検査には500万円以上が使われたらしい。)

③情報提供制度

2010年、道教委は「学校における法令等違反に係る情報提供制度(以下「情報提供制度」)」を施行。学校や教職員の法令違反情報を道民から提供させ「学校運営の適正化」、「学校教育に対する道民の信頼確保に資する」としているが、そのねらいは教職員の一切の政治活動・選挙活動禁止と、「日の丸・君が代」強制や愛国心教育など民主教育の否定にある。しかも、違反後だけでなく「まさに行われようとしている」未遂の場合も対象に。結果的に全道民を密告者・スパイ化し、教育の基盤である学校、教職員、子ども、保護者、地域住民相互の信頼関係は崩される。情報の内容によっては学校、道教委に「調査」が入り、結果に対して指導、懲戒処分もあることから、現場の自主的・創造的な教育活動を萎縮させる効果をもっている。

④「全国学力調査」結果で調査強行

2010年9月、道議会で、自民党議員の「小・中学校での基礎が身につけていない」旨の質問に対し、道教委は「とくに課題の見られる小学校に対して、指導主事による重点的な学校訪問に着手する」との不当な答弁を行った。これを受け道教委は「全国学力調査」の結果が全国・全道平均を下回っている小学校30校程度を対象に、道教委職員が学校訪問を行って校長からの聞き取り、授業参観、教職員との協議などを行う「教育実情調査」を実施。まさに戦前の「視学官制度」そのもの。調査・訪問対象の学校は「学力が低い」と道教委が宣伝をすることになり、当該学校の教職員はもちろん、保護者や地域住民の反発は必至。

⑤一方的な労使交渉確認破棄

道教委は「日の丸・君が代」に関する北教組文書の記述に関わって、交渉の事実と交渉確認事項の存在を否定し、さらには定期大会議案記述の変更や北教組方針の転換まで要求してきた。また、いわゆる「管理運営事項」を理由に教育内容・方法についての交渉・情報提供を全て拒否している。これは正常な労使関係の軽視であるとともに、自主自立の方針をもってすすめる組合活動への行政によるあからさまな介入である。

「日の丸・君が代」については卒・入学式の実施状況を詳細に調査するとして、2010年春、全市町村への道教委職員の学校派遣を強行した。

4. 何を、どう変えたらいいのか

(1) 学校は「社会の縮図」である

学校教育は、戦前も含めて常に政治、経済、社会状況に左右されてきた。戦後は、先進工業化社会形成のために経済効率化や集団主義が求められ、学校教育には均一な労働力育成の役割が与えられた。高校進学率の上昇とテスト学力偏重はその現れでもある。一方、工業化による労働人口の移動によって地方農村社会の衰退と都市化の進行が加速し、核家族化の拡大とともに、大人も子どもたちも個別化、孤立化が進んだ。そのゆがみは、高度経済成長による豊かさとある程度引き替えにされてきたが、石油危機やバブル経済崩壊などを経て世紀末頃に顕在化してきた。そして、小泉構造改革以降の新自由主義路線のもと、労働者の賃金抑制や非正規労働の拡大によって格差は増大し、社会の二極化、若者や子どもの貧困が深刻化した。

(2) そもそも「学校」とはどういう存在なのか

学校教育法では第21条で「教育の目標」10項目が示され、小・中学校において目標の達成が求められている。10項目は、各教科教育の目標の前に、「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」ことが置かれている。しかし、「学校は勉強するところ」という一般的な理解は乗り越えられていない。いわゆる教科学習は、個別・細分化が進み、学習塾やフリースクールなどの公教育以外の場も拡充してきたことで、その役割の比重は低下しつつある。であるなら、残された学校の役割は、社会づくり（個と集団の関係づくり）を学ぶ場だということではないか。決して画一的集団主義ではなく、社会的な動物として家族以外の人間関係を学ぶ場はもはや学校にしかない。教科の授業、行事などの教科外活動はそのための手段である。（別紙資料1参照）

(3) 教職員の本務は何か

学校教育法には、「教諭は児童（生徒）の教育をつかさどる」などだけ規定され、具体的な教職員の役割や本務の具体的な規定がない。それは、戦前のような国家主義的教育の担い手として機能してしまう危険性をはらむ。公教育を担う教職員は「国家権力の末端」であることの自覚の上に、関野氏の主張（別紙資料2）のように、将来の市民を育成する「教育労働者」として法的に位置づけるとともに、政治権力、文科省・教育委員会行政から一定程度の独立のもと、自由で創造的な教育活動を保証することが必要だ。進められようとしている学校教員の「働き方改革」は、個々の教員が自主的、自律的、創造的に働き、子どもと向き合うためのものにならない。

(4) 教育は社会資本、社会インフラである

新自由主義路線のもと、公教育にも受益者負担の原理が働くようになり、国公立大学の授業料は著しく高騰し、教育の機会格差を大きくした。それが今や、後期中等教育から幼児教育にまで広がっている。教育の無償化が政治スローガンのように使われているが、根本的な論議が十分にはされていない。育児や教育の主体が家庭に求められている現状を変え、社会で次世代を教育する社会資本、インフラとして公教育を位置づけ、保育所・幼稚園から大学教育まで原則無償、もしくは低負担の実現が急務である。当面、OECD加盟国中位程度の財政負担による制度改革が求められる。

(5) 豊かな未来を子どもたちに手渡すために

少人数学級や教員定数改善には多額の予算が必要といわれ、財政論による反対論が影響力を持っているが、対GDP比で比較されるOECD加盟国でそのような議論があるだろうか。少なくとも欧州各国の1学級定数はかなり前から25~30人程度になっている。（別紙資料3参照）

かつて「教育は国家百年の大計」といわれ、教育制度の整備と教育予算の拡充は近代国家の中心課題でもあった。その意義は今も変わらないどころか、さらに重要性が増している。教育予算は子どもたちの未来、日本の未来への投資でもある。そして、保護者負担の軽減が可処分所得の増加、景気回復への一つの手段でもある。

【資料1】

中学校の学級づくりをどうすすめるか ～人と人との“つながり”をつくるために～

横山 啓一

一. はじめに

現在の学校現場が抱える問題の多くは、子どもたちの「社会的な力」の未熟さに起因し、すでに社会の問題、大人の問題に拡大している。子ども同士に止まらず、子どもと大人、保護者と教員、保護者同士の人間関係の希薄さやこじれから生じる問題は複雑化・深刻化している。

しかし、学校現場で私たちができることは、「子どもを社会的な存在として成長を促す学校の役割の強化」しかない。学校は「他人の集まりの中でどう生きていくかを学ぶ場所」であることを前面に押し出し、他人も信頼するに足る、理解し合い協働できる存在であることをふまえ、自分の味方や自分にとってプラスになるような人間関係をつくっていくトレーニングの場として考えるべきである。

それをふまえて学級をつくる目的とそれをささえる4条件を以下のようにおさえる。

《目的》

1. 目的に向かって行動できる人間関係をつくる。

友達ではなくても、ふだんは仲がよくななくても、いざというときには力を合わせ、心をひとつにして行動できる集団に。「1人の親友より、多くの仲間を」

2. 集団が行動を起こすときに、それをリードするリーダー層を育てる。

リーダーにふさわしい子どもではなく、さまざまな場面で多くの子どもがリーダーとして行動できることをめざす。

3. 「1・2」の実現のために、他人と積極的に関わり、対話や議論、行動を通じて互いの理解を深めていく。

《条件》

① 個々の子どもたち同士のつながり（ゆるやかな連帯）をつくる。

② 学級づくりをリードしていくリーダー集団の育成と拡大をはかる。

③ 望ましい学級世論や合意形成に取り組む～正しいことが尊重される集団をつくる

④ ①～③の基盤となる子ども同士、子どもと学級担任の対話と信頼づくりに取り組む

そして、そのトレーニングも学校行事や何か特別なとりくみを通してではなく、毎日くり返される生活や活動の中でこそ行われるべきである。この観点から「班づくり」「班ノート」「学級通信」を手がかりにした学級づくりのすすめ方を提起する。

二. 「班」を学級づくりの基盤に

新たな人間関係を学ぶ土俵が「班」である。その中に異質な個性が存在し、「対立や葛藤」が存在する必要がある。それを乗り越える活動を通してリーダー（班長）も育っていくとりくみをつくりたい。可能な限りすべての活動を班単位で行い、そこを基盤にして学級や学年、生徒会の活動等も創り上げていく。とくに「班ノート」は、班内の人間関係や変えていく大きな材料にもなり、学級や学年の課題を発見し解決するとりくみの土台にもなる。

1. 班の役割

- ① 学級が目標に向かって具体的な行動を起こすときの基礎単位
人間関係の中で生じる「対立や葛藤」を議論や解決の材料にしていく。
- ② 学級の意志を決定するときの討議活動（話し合い）の基礎単位
一人一人の考えを学級の討議内容に反映させたり、議論の深まりを求める。
- ③ 学級の中での一人一人の大切な居場所
私的な人間関係（友人）ではない、公的な人間関係（仲間）を構築する手立てを

2. 班をつくる

①班長を決める

班をまとめたり、指示や分担などを行うことを通して、班員にスムーズに仕事をしてもらうこと、問題が起きたときに中心となって解決すること、そのためには班員同士のコミュニケーションや信頼関係が大切であることを学ぶ場。その力を持っていると思われる「ふさわしい子」が務めるだけでなく、どの子にもその機会と可能性があることを伝える。

②班構成を決める

目的ある集団の活動のためには必ず意図的な人の配置が行われる。班構成も偶然や運命で決められるのではなく、班長会議で班のメンバー、座席まで責任を持って決定させる。

3. 班で活動する

- ①当番活動 毎日の生活の中で班がどう機能しているかを確かめる活動。能率のいい仕事をさせることに加え、その中に葛藤や矛盾が内包されており、その課題を解決することをめざす。
- ②係活動 日常的に仕事がある状態をつくり、班の実態や課題を明確にするために「班＝係」制をとる。専門委員会と学級の係とのリンクは切り離し、専門委員会は学級外の活動に特化、係活動は班の活動として編成する。
- ③班会議 学級会などの二重討議の他に、毎日の帰りの会で短時間の会議を設定し、週目標や当番などの反省を行って記録させ、「1週間の総括→次週の目標設定→点検・評価」に生かすなど、日常化する。
- ④学習集団 各教科の授業の中で、小集団の単位として活用してもらうよう、校内の議論と理解をすすめる。

4. 「班ノート」を書く

①班ノートのねらい

声をかけにくいけれど、文章でなら自分のこと、思いを伝えられる。思いついたままを口にするのではなく、少し考えた、また相手を意識した言葉を記すことで、新たな対話を生み出す。

②班ノートを回す

毎日1人が家に持ち帰って書き、翌日、係が集め担当が目を通すことを基本に回す。共通のテーマを決める、班員に質問をしたりアドバイスを求めたりするなど、早く回すことに加え、「班の力や実情を図るバロメータ」とおさえて、班ノートの内容と班内の人間関係が少しずつ変化の様子を見守る。

③学級通信に使う

よい話題のつながりや提案などはできるだけ学級通信に取り上げ、学級の現状把握の材料、紙上での議論構成などに使う。通信に書いた班ノートの言葉は子どもたちの成長の跡として残っていく。

5. 班替えをする

①班替えのタイミング

目的を持って行われたことは、その目的が達成されれば役目を終える。さまざまな活動を経て、一定程度の人間関係を築けるようになった場合（班の課題がほぼ解決）、逆に、課題解決に行きづまり、先行きが厳しいと判断される場合に、班は解体され新しい編成を行う。

②班替えの判断と議論

班替えの判断、結論は班長会議で出す。班長会議で検討された「班がえに至った経緯」「次の班がえのねらい」「次の班への期待」などを、班長集団や学級全体で共有する。その前に、今の学級や班の現実はどうなのか、班替えのタイミングなのかどうかを班ノートや学級通信の中で交流させ、その気運を高めていく必要がある。（学級世論の形成）

③新班長の決定

班替えのねらいを引き継いでいく条件は整備する必要があるので、班長会議の中で立候補の見通しももたせる。

三. 日常生活の中で学級を育てる

対立や葛藤など、さまざまな課題が存在する学級の中で、その課題を発見し、自分たちで解決していくとくみを日常生活の中でしっかり位置づけていく必要がある。その核となるのも「班」であり「学級」である。

段 階	内 容
① 課題を発見、把握する	・課題が明確になるような仕かけを行い、学級の状況を点検する。 ・個人や班の悩みなども取り上げる。
② 課題を分析する	・課題の詳細を検討し、重要度、緊急性を見きわめる。 ・どんな対策が必要か検討し、提案・決定する。
③ 対策に取り組む	・学級会、班会議などに提案する。 ・とくに班単位の活動を重視し、点検活動と組み合わせる。
④ 状況を把握、分析する (→①にもどる)	・点検結果を分析し、対策の成果を確認する。 ・新たな課題を発見する。

四. 学校行事で学級を育てる

精選の名の下に削減されてきた学校行事をどうつくっていくか。原点に返った議論が必要である。行事そのものが目的なのではなく、これも課題を発見し解決していくことを学ぶための手段である。

発達段階や実情をふまえて、子どもたちに委ねていく活動に組織化していくべきである。

第1段階	○教員主導で、活動の方法を教えていく段階 ・活動の意義を教え、方法を示して活動させる。 ・リーダーの役割を活動の中で明らかにする。
第2段階	○活動を子どもたちの手に移す段階 ・学級リーダーを中心に活動させ、反省、評価させる。 ・つまづきや失敗をおそれず、そこから課題を見出す。
第3段階	○子どもたちの手で活動を組織する段階 ・他学級や他学年を含めた活動に組み立てる。 ・活動の成果を他の活動や日常生活に生かす。

五. 学級づくりと「学級通信」

1. 学級通信の目的

年間200号を目標に書き続けてきた学級通信を「なぜ書くのか」という問いに対し、あらためてその意義や機能を見直したい。

①「班ノート」を主な材料に、子ども同士のつながりをつくるための手段として

学級の世論と合意を形成する機能を持つものとしておさえ、子どもを知り、子どもとともに学級の現実を知り、考えるために。

②学級づくり、人間関係づくりに保護者も巻き込み、大人同士の連帯をつくる手段として

どのような意図で、どんな方法で学級づくりをしようとしているかを伝え、理解と協力を求めるために。自分の子どもを取り巻く環境としての学級を理解してもらうために。

③同僚教職員に向けて、学級づくりの協力要請や新たな提案の手段として

学年教員集団、教科担任の協力を得るため、多忙な毎日で不足しがちな部分を補うという目的で。また、複数の学級をもつ学年集団では他学級に提案する手段に。他の教職員から得た情報、他の学級や他学年の様子などもぜひ通信の材料に。

2. 何をどう書くのか ～通信づくりの実際～

①タイトルを決める

タイトルを子どもたちから公募する。「名付け親」の子どもたちが中心になって通信を盛り上げてくれる。始業式の日「タイトルの原案を理由付きで」と宿題を出し、採用にならなかった案も、新しい学級への願いとして第2号で紹介する。

②できるだけ毎日発行する

日刊が望ましいが、週のスタート（月曜）、中間の経過（火～木曜）、締めくくりとしての週末（金曜）というサイクルで、継続を優先する。でも、無理をしない。

③子どもたちの言葉を使う

●班ノートを使う

- ① 一人の子どもの班ノートを記事として取り上げ、担任がコメントする。
- ② 班内で話題がつながっている様子を取り上げ、よく回っていることを評価する。
- ③ ある班の話題が他の班ノートにも広がっている様子や、通信に載った話題が再び

班ノートの話題になっている様子を取り上げる。

- ④ ある話題がいくつかの班ノートで同時期に取り上げられ、学級の世論を形成していくように見える。

●子どもたちの作文を使う

学期末・学期始めなどの節目や行事後などに書かせた作文を通信にも活用したい。独自のタイトル付で短い作文を書かせる。「絶好調な3年生に!」「部活に燃えた夏休み!」といったタイトルをつけて10行程度で)年度初めなどは全員のものを取り上げ、その後は年間であまり偏りがないようにする。

④記録として残す

●学級会を記録する

学級役員や班長、行事の役割分担の決定、行事の班の決定、学級目標や学級の課題を考えるなど、学級会の経過を記録していく。決定事項だけを紹介するのではなく、子どもたちの発言、議長の指示やまとめ、担任の助言、話し合いの動きと経過、その結論など、ドキュメンタリー風に時間を追うなどする。

●行事を記録する

体育大会では、事前にスローガンと目標記録を決めさせ、事後に記録と比べる。上位入賞者だけでなく、昨年の記録とも比較して、記録の変化や自己ベストの更新など、どの子どもの結果にも目を向けていきたい。学級としての取り組みが問われる行事では、それを支えた子どもたちの地道ながんばりにも注目させるよう、「体育大会MVP」「学校祭MVP」なども選考する。修学旅行はエピソードやしおりのメモなどを使いながら、「道中日記」風に連載するなど。

●学期を振り返る

学校生活を振り返る大切な節目に、担任の総括や子どもたちの作文とあわせて、アンケート集計によって学級全体の傾向と、学期ごとの変化を見る。授業、家庭学習、生活、班活動のそれぞれに数個の項目を4段階で評価させ学級の平均値を出すことで、集団としての成長や落ち込みを見る。これに担任の評価、班ごとの反省や班長会議での総括なども盛り込む。

⑤保護者の声も紙面に取り上げる

通信発行を双方向にするため、家庭訪問や参観日の感想などを取り上げる、アンケートなどで保護者の意向をさぐる、進級や卒業などの節目に文章を募集するなど工夫する。

⑥夏休み・冬休みにも発行し届ける

夏休みは立秋の頃「残暑見舞い」として、また、原爆の日や「敗戦の日」に合わせた平和教材を取り上げる機会に。冬休みは喪中の子どももいるので「寒中見舞い」として発行する。校区が広いときは郵送で、可能なら顔を見がてら配達する。保護者(とくに父親)に会えることもあるので価値はある。

⑦最後に製本して残す

希望者には必ず表紙を付けて製本する。保管しておいたものを持参してもらい、50号ずつ製本する。もちろん全員が持参するわけではないが、継続購読の読者が学級の半数もいると確認できるだけでも意義がある。

六. 学級通信の中で伝えようとしてきたこと ～私たちの役割は何か～

(1) 自分の思いや普遍的な価値を本音で

子どもたちは「建て前」の言葉を敏感に感じ取る。子どもの前では、できるだけ一人の人間として本音を語りたい。夢や正義、理想を教員自身が語れなくなるとは学校に未来はない。また、学校は世代が異なっても子どもたちと教職員の間に信頼関係が成立することを前提に成り立っている。次のようなことを、時間をかけても粘り強く伝えていきたい。

- ① 善悪の価値基準は、人間として普遍のものでなくてはならない。
- ② 必ずやらせたいことは、熱く繰り返し求め、そして、自らも実行し、挑戦する。
- ③ 素晴らしいことは心の底から賞賛し、許せないことは怒り悲しむ姿を見せる。
- ④ 誰もが人間としての弱さをもっていることを忘れない。

(2) 人と心を通わせ、力を合わせることの素晴らしさ

これを成し遂げたときの感動を大人はきっとどこかで味わっているはず。自分自身が学生時代や社会人になってから経験したことを伝え、中学生のうちに少しでもそれを体験させたい。

とくに合唱活動は多くの学校での実践があり、日常活動の中で人と関わりあうことの難しさと素晴らしさを同時に体験できる活動として、貴重な「学校文化」である。日常的な合唱活動の継続が学級集団の変化、リーダーたちの成長の原動力にもなったり、失敗や挫折が成長や成功につながり、その経験がまた子どもたちを大きく変えていったりする。

(3) 現在を見つめ、過去を知り、未来を語る

過去を学ぶということは、自分を含めた現在を正しく見つめ、未来を考えること。現在は見えないところでさまざまなことが進行していたり、意図的に見えにくくされたりしている。世の中の見方、ものの考え方などの方向をさし示す必要もある。未来は不確実で、極端に楽観的・悲観的に語ってはいけないが、日々、さまざまな場面で行っている何らかの選択の積み重ねが、卒業と進路選択にも結びついていくことも考えさせたい。また、子どもたちにとって最も身近な「過去」である誕生から今日までの年月の中で、この世に生を授けてくれた両親の存在、自分の成長を見守り支えてくれた多くの人の存在にもぜひ気づかせたい。

(4) 平和の尊さ、命の重さを語る

戦争の時代を語る者が少なくなりつつある今こそ、伝えていかねばならないことは増えた。そして、戦争は決して昔話ではなく、現在の自分につらなる歴史である。家族を悲しみのどん底に突き落とすできごとも、「戦争という非常時」として国家からは見捨てられ、一人一人の重たい命も軽く粗末に扱われる。そして、平和国家として生まれ変わったはずの日本が、今どんな状態にあるのかを見極められる目をもりたい。戦争に限らず、この世界は若い命が不意に失われる、一種の戦争状態（自死、交通事故、殺人、過労死など）にある。ただ祈るだけではなく、未来は、平和は自らの手で作り上げなければならないものであると確信し、なぜ不幸や悲劇は起きるのか、どう解決していったらいいのか、将来の担い手である子どもたちとともに考えていきたい。

(2014年度教育研究全道集会レポートより抜粋、編集)

【資料2】

教師を社会が支える時 —すきんだ学校現場への処方せん—

関 ひろの
曠 野

今の子供たちはすきんでいる。確かにそうだ。しかし子供が荒れる背景は、それほど不可解なものだろうか。長らく日本の教育は、先進国になるための工業化という国家の至上命令を実現するための一手段だった。そして学校は、子供が日本の集団主義の風土に育てられた権威に従順な人間であることを自明の前提としてきた。しかし豊かな社会に生まれた世代には、工業化はもはや説得力のある目標ではありえず、彼らには学校の存在理由が分からなくなっている。そして都市化や核家族化が日本の社会を大きく変容させた中で、彼らは強く個を意識する人間として育った。

◆過重な荷背負う子ら

だから今の子供は、個と集団の関係についてかつてなくデリケートな感受性と要求を持つ世代といえる。彼らは極端に幼くわがままであると同時に、自分が他者に正当に承認されるかどうかということに深い不安を感じており、この不安ゆえに子供心には大きすぎる荷を背負いこんでいる。してみれば子供たちの荒れには、意味を失い自分の根本的な関心には答えてくれない社会制度に対する人間的な抗議の要素もあると見るべきではないか。

そして彼らは、集団主義の幻影に相変わらずどっぷり漬かった大人からは助言も協力もないままで、個としての自分から出発して子供同士で社会を作らなければならない。そこから、集団を拒否して家にこもる不登校児が出てくる一方、いじめやシカト、暴力や脅迫によるとんでもない集団作り、社会作りが試みられることになる。個の自立という戦後の日本人の目標が「人は互いに狼である」ような状況を学校にもたらすとは誰にも予想しなかったことだ。

子供たちは社会の正しい作り方を知らないので、個と集団の間で激しく揺れうごく。だからこそ彼らが今学ぶ必要があるのは、社会契約の精神なのだ。人間は互いに異質な個であっても、自由な同意に基づいて社会のルールを制定することができる。そしてルールに即して相互の権利と義務を承認することから共感や信頼感が生まれ、個人の世界は前より豊かになる。学力一辺倒の日本の教育においては、こうした市民育成型の教育は一度も学校の公的課題となったことはないが、子供の荒れはこのことに対する未来の市民からの抗議でもある。その意味では、学校の意義と課題は現在むしろ大きくなってきている。

◆制度の「維持要員」に

しかしながら学校がこうした方向に転換するとしても、そこで最大の障害となるのは教師の在り方である。「今の学校現場には、もう自分を支えるものがない」と訴える教師は多い。この嘆きは、偶然ではない。学校教育法をはじめとする日本の教育法規を見てみると、学校制度についての事細かな規定はあっても、なんと「教師とは何者か」についての規定がない。教師は、学校制度維持要員とでもいうべき、顔のない存在でしかない。子供と向き合うのが教師の仕事などという考えは、日本の教育法規にはないのだ。これでは子供の悩みに役人のように対応する教師がいても当然である。

この現状は早急に改め、教師とは将来の市民を育成する教育者であることを法文に明記すべきだ。それだけではない。さらに文部行政から相対的に独立して自らの創意と責任で子供の教育にあたる自由を、個々の教師に大幅に保証すべきだろう。

教師に対するこの自主決定権の授与（エンパワーメント）を私が主張するのは、教師を「学校制度を守る」という脅迫観念から解放して、もっと自由に子供とつき合えるようにする必要があるからだ。子供は、自分たちの不安を共に担ってくれる大人であることを教師に求めている。だから彼らは、教師が制度のロボットとして振る舞っているか、それとも自らの言動に人格的責任を取れる教育者であるかについて、きわめて敏感である。

教育とは、大人と子供の経験や知識の差にもかかわらず、世代間の友情は可能であるという信念の上に成立している。そして今日でも、友情こそ教育の原点であることに変わりはない。このことを理解せず、大人－子供関係を力関係とみなして子供に制度の論理を押しつける教師は、子供の世界に力への信仰を植えつけてしまう。明日の教育は、制度いじりではなく、教師－生徒関係の内発的な変化の中からしか生まれてこない。そしてこの関係が変化するためには、まず教師自身が現在の学校の重圧から解放されなければならないのだ。

◆社会に責任負う教師

しかし教師の自主性の拡大からは、だれが教師をコントロールするのかという問題が生じてくる。その答えは「社会」である。教師は究極的には、文部省ではなく社会に対し子供を教育する責任を負っている。そしてこの社会に対する教師の責任を明確にするには、戦後の一時期にあった地域住民による教育委員公選制の新しい形での復活が検討されている。そうした体制があつてこそ、地域ぐるみの教育が可能になる。ところが昨今は、学校・地域・警察が一体となって子供を監視せよという声ばかりがやたらと大きい。これでも日本は民主主義国なのか。1970年代にいじめなど学校の危機として始まった事態は、今や社会全般にわたる世代的な危機に拡大してきた。しかし世代間の交わりの最前線にいるのは、やはり教師たちであることに変わりはない。それだけに、意欲的な教師にいかに自主的な活動の余地を保障し社会として彼らを精神的に支援するか、学校現場外の者も真剣に考えるべき時がきている。

(1998年4月12日付 朝日新聞)

【資料3】

オーストリアの教育現場に学ぶ ～2015年度北教組国際交流教育視察から～

1. 「リンツ市第16フォルクスシューレ」にみる初等教育

- (1) ウィーンから東に150km、オーストリア中北部に位置するリンツ市は、オーバーエスターライヒ州の州都で、人口は約19万人。(ウィーン、グラーツに次ぐ第3の都市) 第2次世界大戦前からドナウ川沿いの商工業都市として発展し、戦後はウィーンとドイツのミュンヘンをつなぐ結節点として、工業が飛躍的に発展を遂げた。
- (2) オーストリアの義務教育は日本と同じく9年間だが、フォルクスシューレ Volksschule (日本の小学校にあたる) は4年間。第16フォルクスシューレはリンツ市内の新市街地区のほぼ中心部にある。
- ① 全校生徒84人(4年生のみ2クラス、他は学年1クラス)で、最大のクラスで17名。(オーバーエスターライヒ州の標準は25名以下) 校長を含め教職員は7人。(4年生が2クラスで学級担任は5人、言語サポートが1人)
- ② 在学する生徒の構成は、複雑、多様である。半数以上はドイツ語が未習の状態での入学しており、約7割がドイツ語を母語としない子どもたちである。人種や民族、宗教もさまざま、ヨーロッパ系以外にも多く、シリア難民の子どもも在学する。
- ③ 授業時数は3年生で週20時間+体育・英語2時間。スキー・スケート、劇などの行事もある。8時に授業開始、午後1時前には下校するので昼食はとらない。登下校は親の付添いが義務づけられている。早朝からの学校で昼も過ぎることから、休憩時間におやつや軽食を口にすることができる。
- ④ 多民族国家としての伝統を持つオーストリアだが、近年は排外主義的な傾向が強まっているという。しかし、教育現場ではどんな出自の子どももこの国の市民として生きていけるだけの力を身につけさせたいと考えている。(ドイツ語の履修、EU内で生活するための英語の履修に重点)
- (3) オーストリアの法定労働時間は1日8時間、週40時間で日本と変わらない。「勤務時間(職場に拘束される時間)」という考え方はあまりないようで、小学校の教員も担当の授業が終わり子どもたちの下校後は、持ち帰り仕事を申告して学校を離れることができる。夏休みも18時間の研修が義務づけられている他は、拘束されない。



視察団を歓迎して全校生徒が集合

2. 「ケーフェンヒューラー・ギムナジウム」にみる中等教育

- (1) 4年間のフォルクスシューレ終了後、子どもたちは大学進学を準備する一般教育高等学校 Allg emeinbildende Höhere Schule(AHS)、または主に就職をめざす新中等学校 Neue Mittelschuleを選択する。
- 前者は義務教育の下級段階(4年間)から上級段階まで(4年間)で、10~18歳の生徒が在学する。最終学年では卒業試験(筆記と口述)が行われ、これに合格すると、無試験・無選抜の希望者全入の大学入学資格マトゥーラ Matura が賦与される。
- 後者は、進路決定の年齢引き上げと学力の質向上をめざして、基幹学校 Hauptschule から2015年までに移行した。

(2) ケーフェンヒューラー・ギムナジウム Linz Khevenhüller Gymnasium は市内旧市街地区、ケプラー大学病院近くにある州立の一般教育高等学校で、540人の生徒（23クラス）と60人の教員という規模。

① 授業は週20時間で、一部の生徒はスポーツや音楽の課外活動などに取り組んでいる。原則、教科教室に移動して授業を受ける。学級規模は平均23名。コンピュータ利用が盛んで、3つのPC室に220台のPCがある他、上級段階で授業ではノートPC持つことが求められる。



物理の授業にとりくむ生徒

② フォルクスシューレから不安を持たず進学できるよう、アットホームな学校をめざし、上級生が下級生の面倒を見たり、授業見学や卒業直前の面接などを行ったりしている。

③ ケプラー大学との共同授業、EU6か国が参加・交流するエラスムス事業、才能のある生徒のためのコースや援助が必要な生徒のためのコースなども用意されている。

(3) 州の教育長と教員組合代表が同席する労使協調と地方自治で教育政策も実施されている。

① 16歳に選挙権年齢を引き下げたことは今でも賛否の議論がある。長く親元において巣立ちが遅れていることを理由に批判する人はいる。学校では「学生会」という組織をつくりクラスの委員長から学校代表、さらに全国組織の会長まで選ばれる。こうした活動をとおして早くから政治方面に興味を持つようになっている。

② 学校の中での「政治的中立」は難しい課題。いろいろな政党から中立を求められるが、政治的な色も含め、教師の個人的な考え方が授業に反映することは避けられない。むしろ様々な考え方があることを学ぶことも民主主義だ。生徒の一部は選挙権を有することから政治家が来校して生徒に話をすることがあるが、その機会に政党で差をつけないというのが中立的立場だ。

③ 第2次世界大戦の歴史や難民問題など、学校で扱うには難しい問題もあるが、生徒一人一人が自分の考えを持ち、表明できるようにすることが教育の目的であり、民主主義の基本だ。

3. オーストリアと主権者教育 ～選挙権年齢16歳への引き下げの意味～

日本で選挙年齢が引き下げられるときに、「18歳になるのだから何か特別な教育が必要だ」というような論調が一時あった。しかし、オーストリアでは、初等、中等教育を問わず、「多元的で民主主義的な社会の安定」のために「自ら判断し、批判し、決定し、行動する能力」をはぐくむことが教育の目的であるとされている。つまり、教育の目的そのものが「主権者」を育てることにあるということだ。そのためには、少人数学級が望ましく、教科書採択や教育内容の裁量は教育現場にあり、予算の執行も校長にゆだねられる。地域の実態に合わせるから、州によって教育環境は変わる。政治的な活動も含め、多様な意見を尊重することが民主主義であるとの認識も共有されている。

教室の中は民族、言語など「ひとりひとり違う」ことを当然のこととして、教育条件の整備もなされている。一方、オーストリアという社会で、またEU域内で、生きていくために共通して必要な教育も徹底している。（ドイツ語・英語教育の充実、就学前教育の義務化など）それらが教育行政と教育現場との協調の中で議論、合意して進められている。

選挙権年齢の引き下げは、投票率低下への対策でもあったようだが、16歳になれば（義務教育が終われば）主権者としての資質や能力は一定程度は備わらうだろうという、オーストリアの教育の確信が感じられる。

(2015年度北教組欧州友好交流視察報告より)